

新旧対照表

○北海道防災対策基本条例

新	旧
<p>(円滑な避難等)</p> <p>第26条 道民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、自ら当該災害に関する情報を収集し、不要な外出の自粛、安全な場所への自主的な避難その他当該災害による危険を回避する行動をとるよう努めるものとする。</p> <p>2 道民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>法の規定に基づき避難のための立退きの準備その他の措置に関する通知若しくは警告、避難のための立退きの指示又は緊急に安全を確保するための措置の指示があったときは、これに応じて速やかに避難等の行動をとるものとする。</u></p> <p>3 事業者は、災害時に、所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員に対し、災害等に関する情報の提供、避難の誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。</p> <p>4 自主防災組織等は、災害時に、安全を確保した上で、地域の住民等に対し災害等に関する情報の伝達、避難の誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。</p>	<p>(円滑な避難等)</p> <p>第26条 道民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、自ら当該災害に関する情報を収集し、不要な外出の自粛、安全な場所への自主的な避難その他当該災害による危険を回避する行動をとるよう努めるものとする。</p> <p>2 道民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>法令等に基づき避難準備情報の発表、避難の勧告若しくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示があったときは、これに応じて速やかに避難等の行動をとるものとする。</u></p> <p>3 事業者は、災害時に、所有し、又は管理する施設の利用者及び従業員に対し、災害等に関する情報の提供、避難の誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。</p> <p>4 自主防災組織等は、災害時に、安全を確保した上で、地域の住民等に対し災害等に関する情報の伝達、避難の誘導その他必要な措置をとるよう努めるものとする。</p>